

田野町まちづくり応援寄附金(ふるさと納税)の概要

「ふるさと納税制度」のしくみは、新たに税を納めるものではなく、ふるさと（自分が貢献したいと思う都道府県・市区町村）への寄附のことで2千円を超える額を住所地の住民税所得割（税額控除）及び所得税（所得控除）から一定の控除を受けることができる制度です。

寄附先の「ふるさと」に定義はなく、出身地以外でも「お世話になったふるさと」や「これから応援したいふるさと」など、各自が想う「ふるさと」を自由に選ぶことが可能です。つまり、納税者が税金の使い道を指定できる、画期的な制度なのです。

なお、確定申告の方法は下記のとおりです。

○最寄りの税務署へ持参又は郵送

（国税庁サイト（確定申告書等作成コーナー）で作成・印刷することも可能です。）

○インターネットでの確定申告書の作成・提出（e-TAX）

※e-TAXでの確定申告をご希望の方はこちら（<http://www.e-tax.nta.go.jp/>）

税金控除額の計算

〔寄附控除対象額〕 = ① + ② + ③

〔所得税控除〕

①（年間寄附額-2千円）×（所得税率+2.1%（復興特別所得税））

〔住民税控除〕

②基本控除額（年間寄附額-2千円）×^{※1}10%

③特別控除額^{※2}（年間寄附額-2千円）×（90%-所得税の限界税率^{※3}-2.1%（復興特別所得税））

※1 10%の内訳は町民税6%、県民税4%

※2 特別控除額は、住民税所得割額の10%が限度

※3 所得税の限界税率とは、寄附者の所得税の税率のうち最も高いもののことです。

<参考>

課税される所得金額		所得税限界税率
1,000円から	1,949,000円まで	5%
1,950,000円から	3,299,000円まで	10%
3,300,000円から	6,949,000円まで	20%
6,950,000円から	8,999,000円まで	23%
9,000,000円から	17,999,000円まで	33%
	18,000,000円以上	40%

税金控除額のモデルケース

世帯：夫婦と子ども2人（16歳未満2人）

配偶者：主婦

納税者：サラリーマン

給与収入（年収）：700万円

所得税率20%で想定し、田野町へ15,000円を寄附した場合

15,000円の寄附

自己負担
2,000円

控除額 13,000円

① 所得税の所得控除
 $2,873円 = 13,000円 \times$
(限界税率20%+2.1%)

住民税の税額控除 10,127円

①+②+③=13,000円

つまり **2千円を除くほぼ全額**が税金として控除されます。

詳しくは、お住まいの自治体の住民税係までお問い合わせください。

② 住民税の基礎控除
 $1,300円 = 13,000円$
 $\times 10\%$

③ 住民税の特別控除
 $8,827円 = 13,000円 \times$
(90%-20%-2.1%)

ふるさと納税制度イメージ図

